

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

鹿児島国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を辞めてからは自営業をしており、国民年金の加入手続は国民健康保険の加入手続と同時に市役所の窓口で行い、国民年金保険料は、私の妻の分とともに市の集金人に固定資産税等と一緒に納付していた。申立期間中に何回か転居もしているが、同様に納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、当該期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、当該期間及びその前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認でき、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間③については、申立人から提出された「59 年分の所得税の確定申告書（控）」の社会保険料控除額欄に、支払保険料として国民年金保険料額が記載されている上、当該金額は、昭和 59 年 1 月から同年 12 月までの一人分の国民年金保険料の合計額と一致しているほか、申立期間③直前の 57 年 1 月から 3 月までの保険料は同年 6 月に過年度納付されており、その時点において 57 年度分の保険料は現年度納付できる期間であることなどを踏まえると、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和

53年10月9日以降に払い出され、市の国民年金被保険者名簿により、同年11月29日に国民年金の加入手続の事務処理が行われていることが確認できるところ（さかのぼって昭和45年10月1日付けで資格を取得）、その時点では、当該期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、その妻についても当該期間の中に未納または申請免除期間が確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 12 月に国民年金に加入した時から、国民年金保険料を欠かさず納付していた。申立期間当時は、市役所から送付されてきた納付書で毎月、国民年金保険料を納付していたので、納付もれがあれば気づいたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 49 年 12 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、納付意識は高かったものと考えられるほか、申立期間及びその前後を通じて、申立人の仕事や住所等の生活状況に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 13 日から 29 年 10 月 1 日まで
② 昭和 29 年 10 月 1 日から 32 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 28 年 4 月 1 日から 32 年 2 月 20 日まで申立事業所に勤務したが、社会保険事務所で確認したところ、申立期間は脱退手当金を支給していると言われた。私は、脱退手当金を受給するはずが無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和 32 年 1 月 21 日に喪失していることが確認できるところ、当該事業所の被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した者 23 名の脱退手当金の支給状況を確認したところ、18 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 13 名が資格喪失日から 1 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の給付記録欄には、脱退手当金を支給した旨の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 2 月 21 日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、国民年金に加入するまで厚生年金保険への加入歴が無く、申立人に脱退手当金が支給決定された昭和 32 年 2 月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月1日から57年3月2日まで

私は申立期間中、A社（現在は、B社）で勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立期間に係る給与明細書では、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所では申立期間当時、入社した従業員については、2、3か月ほど経過してから厚生年金保険に加入させていたとしている上、昭和56年11月ごろ当該事業所に入社したと供述している元同僚については、厚生年金保険の被保険者資格を約5か月後の57年4月1日に取得していることが確認できることなどから、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員を、入社後直ちには厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所では、申立期間当時の社会保険関係書類を保管していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況等は不明であるとしている。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月ごろから同年 12 月ごろまで

私は、平成元年ごろから 5 年 12 月ごろまでの間、A社で臨時職員として数回勤務していたところ、最後に勤務した申立期間については、それまで厚生年金保険へ加入させられていなかった臨時職員も、加入させられるようになったと担当職員から聞いたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、給料から保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録等では、A社は、平成 6 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立事業所及び当該事業所の上部機関であるB社では、申立期間当時の関係資料等は保管していないため、申立期間における申立人の在籍はもとより、勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、申立期間を含む昭和 61 年 4 月から平成 6 年 6 月までの間、国民年金の第 3 号被保険者となることが確認できる上、申立期間を含む昭和 52 年 11 月 28 日から平成 10 年 2 月 1 日までの間、その夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 371 (事案 167 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年から 41 年 5 月 1 日まで

私は申立期間中、A社のB支店に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所では、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は申立期間中、厚生年金保険に加入していたことを記憶しており、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

改めて申立事業所の支店に係るOB会名簿を提出し、再度申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないこと、ii) 申立人が挙げる一部の元同僚については、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間における厚生年金保険の加入を裏付ける資料として、A社B支店に係るOB会名簿を新たに提出している。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて当該名簿に記載されている申立人と同じ営業職であった複数の元同僚に照会したところ、いずれの元同僚も厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

また、ほかの元同僚は、申立事業所の従業員数は 700 人から 800 人であったと供述しているところ、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者数は 151 人であることから、申立事業所では申立期間当時、一部の従業員については厚生年金保険

に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所は、申立期間の途中の昭和 40 年 7 月 8 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主等は既に死亡していることなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 4 日から 38 年 1 月 28 日まで

私は、昭和 37 年 9 月 4 日から 39 年 7 月 28 日までの間、A社のB船で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における船員保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、船員手帳に記載されているとおり、申立期間中も申立事業所に船員として雇入れられていたので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳では、申立人のA社における雇入年月日が昭和 37 年 9 月 4 日、雇止年月日が 39 年 7 月 28 日と記載されていることが確認できる。

しかし、A社における元同僚については、船員手帳では雇入日が昭和 36 年 11 月 4 日となっていると供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録では、船員保険の資格取得日は雇入日より約 2 か月後の 37 年 1 月 10 日付けとなっていることが確認できることなどを踏まえると、申立事業所では、船員保険の手続等について、資格取得日を、必ずしも船員手帳に記載された雇入日どおりに届出ていなかったことがうかがえる。

また、商業登記簿謄本では、A社は平成 16 年 3 月 10 日付けで破産終結していることが確認できる上、当該事業所が船員保険の適用事業所でなくなった当時（平成 14 年 12 月 3 日）の元事業主は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る船員保険被保険者名簿

では、申立人の被保険者記録が社会保険庁のオンライン記録どおり、昭和 38 年 1 月 28 日から 39 年 7 月 29 日までの間、確認できるのみであり、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。